

沖縄県子どもの貧困対策推進交付金交付要綱

平成28年10月13日制定
令和4年9月29日改正

(趣旨)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例（平成28年沖縄県条例第2号）第1条の規定に基づき、子どもの貧困対策を推進することを目的として市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、沖縄県子どもの貧困対策推進交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(交付対象事業、交付対象経費及び交付額)

第2条 令和3年度以前の交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象経費及び交付額は、別表1のとおりとする。

2 令和4年度以降の交付対象事業、交付対象経費、基準額及び補助率は、別表2のとおりとし、交付金の交付額は、別表2に定める交付対象経費の実支出額と同表に定める基準額を比較して少ない額に、別表2の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第3条 市町村長は、交付金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、交付申請書（別記様式第1号）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し適正であると認めるときは、交付すべき交付金の額を決定し、市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行う

こととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 3 知事は、補助金の交付決定に際し、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(変更交付の申請)

第5条 市町村長は、交付金の交付決定後の事情の変更により申請内容を変更して交付対象事業を行う場合（軽微な変更を除く。）には、交付金変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、交付目的を実質的に変更するものではなく、かつ変更を行うことにより効率的な経費使用又は交付目的達成に資する変更であって、各交付対象事業それぞれの交付対象経費の20パーセント以内の増減に係る変更とする。

(事業の中止又は廃止)

第6条 市町村長は、やむを得ない事情により、交付対象事業を中止し、又は廃止する場合は、交付事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第7条 市町村長は、交付対象事業が予定の期日までに完了しないとき又は交付対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに事故報告書（別記様式第4号）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 市町村長は、交付規則第7条第1項の規定に基づき交付金の申請の取下げをする場合は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下げ書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村長は、交付規則第10条の規定に基づき知事が報告を求めたときは、遂行状況報告書（別記様式第6号）を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村長は、交付対象事業が完了したとき（第6条の交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに実績報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、交付対象事業等が完了せずに交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月20日までに交付規則第12条後段の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。

3 市町村長は、第1項の実績報告を行うに当たって、交付金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告等に係る交付対象事業の実施結果が、交付決定の内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村長に対し通知するものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第6条の交付対象事業の中止若しくは廃止の承認申請があった場合又は次に掲げる場合には、第4条の決定の内容（第5条の規定に基づく変更承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第13条 市町村長は、第11条の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により知事に速やかに報告しなければ

ならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(交付金の請求)

第14条 市町村長は、交付金の概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、交付金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 市町村長は、事業の実施（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 市町村長は、取得財産等について取得財産等管理台帳（別記様式第11号）を備え、管理しなければならない。
- 3 市町村長は、当該年度に取得財産等があるときは、第10条に定める実績報告書に取得財産等明細表（別記様式第12号）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 市町村長は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、事業の完了後においても知事の承認を受けずに交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。

(交付金の経理)

第17条 市町村長は、交付対象事業等に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに交付対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付手続きについては、別に通知するところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月13日より施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和14年3月31日を以て廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算から適用する。

(経過措置)

- 2 施行日前の申請に係る交付金の交付については、なお従前の例による。
- 3 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、第2条第2項の規定に基づき交付額を定めるほか、予算の範囲内において、令和元年度から令和3年度までの交付実績額に応じた交付額を定めることができる。

別表 1

1 交付対象事業	2 交付対象経費	3 交付額 (千円未満切り捨て)
(1) 就学援助の充実を図る事業	<p>就学援助の充実を図る事業(基準年度(平成27年度)と比較して新規又は拡充して実施する部分に限る)の実施等において必要となる次の経費のうち、市町村が負担する費用</p> <p>交付申請年度において、基準年度(平成27年度)より増加する就学援助費</p>	交付対象経費に4分の3を乗じて得た額以内
(2) 放課後児童クラブの利用料負担軽減を図る事業	<p>放課後児童クラブの利用料負担軽減を図る事業(基準年度(平成27年度)と比較して新規又は拡充して実施する部分に限る)の実施に要する経費のうち、市町村が負担する費用</p>	交付対象経費に4分の3を乗じて得た額以内
(3) 子どもの貧困対策に資する市町村単独事業	<p>子どもの貧困対策に資する市町村単独事業(基準年度(平成27年度)と比較して新規又は拡充して実施する部分に限る)の実施に要する経費</p>	交付対象経費に4分の3を乗じて得た額以内
(4) 国庫補助事業を活用し、子どもの貧困対策に資する事業	<p>国庫補助事業を活用し、子どもの貧困対策に資する事業(基準年度(平成27年度)と比較して新規又は拡充して実施する部分に限る)の実施に要する経費のうち、市町村が負担する費用</p>	交付対象経費に4分の3を乗じて得た額以内
(5) 子どもの貧困対策に資する事業実施に必要な臨時・非常勤職員等の配置	<p>上記(1)から(4)の事業又は沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施に必要な臨時・非常勤職員等の配置に要する経費のうち、市町村が負担する費用</p>	交付対象経費に4分の3を乗じて得た額以内

別表 2

交付対象事業	交付対象経費	基準額	補助率
就学援助の充実に 関する事業	市町村が実施する就学 援助に要する経費のうち、 市町村が負担する費用	学校給食費及び学用品費等 に係る交付申請年度の前年度 実績の合計額を2で除した額 から、交付申請年度の前年度 における普通交付税額算定に 係る、小学校費（児童数）及 び中学校費（生徒数）におけ る準要保護児童関係経費に係 る基準財政需要額積算金額を 控除した額に応じて県が設定 する額	1 / 2
子どもの貧困対策 に資する市町村単 独事業	市町村が単独で実施す る子どもの貧困施策に資 する事業に要する経費の うち、市町村が負担する 費用	各年度ごとに各市町村の要 保護児童数及び準要保護児童 数に応じて県が設定する額	1 / 2